

2024年12月13日

熊本大学生生活協同組合

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての職員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間

2025年1月1日から2026年12月31日までの1年間

2、計画内容

目標1

男女とも正規職員の平均所定外労働時間を2023年度の31.4時間より5%削減し29時間以下とする。

<目標達成のための対策>

- ・ 2025年2月 所定外労働時間の現状を把握
- ・ 2025年3月 開始以降の状況を労働安全衛生委員会で点検する。実施状況が予定通りになっていない場合、部署の店長との話し合いを繰り返す。

目標2

子どもの出生時における育児休業の取得を推進する。育児・介護休業制度をはじめ、両立支援制度の利用をすすめるために周知を実施する。

<目標達成のための対策>

- ・ 2025年4月～ 育児・介護休業制度の理解促進のため、店長に対して研修を行う。
- ・ 2025年7月～ 育児・介護休業制度及び両立支援制度に関する資料を作成し全職員に周知する。

目標3

所定外労働時間削減のため、ノー残業デーを月に4日以上設定し、実施する。

<目標達成のための対策>

- ・ 2025年2月 所定外労働時間の現状を把握

- ・ 2025年3月～月に4日以上ノー残業デー設定、メール等で周知、部署ごとに点検する。
- ・ 2025年4月開始以降の実施状況を労働安全衛生委員会で点検する。実施状況が予定通りになっていない場合、部署の店長との話し合いを繰り返す。

目標4

年次有給休暇の取得推進の為、年間の取得計画を作成し、実施する。

<目標達成のための対策>

- ・ 2025年3月年間の有給休暇取得予定表を作成し労働安全衛生委員会へ提出する。
- ・ 2025年4月から毎回の労働安全衛生委員会で取得状況を点検する。実施状況が予定通りになっていない場合、部署の店長との話し合いを繰り返す。